

地方の高速ネットワークの着実な事業推進を求める意見書

四国では、都市部と比較し人口集積が低いことから、公共交通機関の発達が遅れ、生活の大部分を自動車交通に依存しており、本州四国連絡高速道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する「四国8の字ネットワーク」は、あらゆる経済・社会活動を支える最も基幹的かつ重要な社会資本である。

また、近い将来発生が予測される南海地震等の大規模災害発生時における緊急輸送道路はもとより、平時においても重篤救急患者の搬送など、県民の安全安心を支える「命の道」として、さらには、近畿の台所を担う本県の豊かな農水産物を都市部へ速やかに安定的に供給するための「物流の道」など、地域の自立と活性化のためにはなくてはならない道路である。

しかしながら、四国東南部においては、「国土ミッシングリンク」により、高速交通ネットワークとしての機能が十分に果たされていない状況にあり、その解消が県民の悲願である。

このような中、先般、全国の国直轄公共事業の総点検の結果が公表され、完成間近の日和佐道路をはじめ、地方における11箇所(箇所)の道路で費用便益比が1を下回り、再評価を実施するとされたところである。

現在の事業評価手法では、地方の道路の持つさまざまな便益が評価されず、本県東南部の阿南安芸自動車道をはじめ、全国の地方における高速交通ネットワーク整備が成り立たなくなるという強い危機感を抱いている。

よって、国においては、地方の実情を十分に踏まえ、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「国土ミッシングリンクの解消」は、国が責任を持って、確実かつ計画的に推進すること。
- 2 日和佐道路をはじめ、四国の高速道路網である「四国8の字ネットワーク」を早期に完成すること。
- 3 地方の実情や意見を十分に踏まえた「新たな事業評価方法」を早期に策定し、導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月11日

徳島県議会議長 藤 田 豊